

特定非営利活動法人しろい地図

業務継続計画

1. 目的

この業務継続計画(以下BCPと呼ぶ)は、特定非営利活動法人しろい地図(以下法人とよぶ)が感染症や自然災害等の影響が生じた場合において、児童や職員の安全を最大限確保するために、法人および事業所が非常時における対応について、あらかじめ定めるものとします。

2. 基本方針

- ① 法人は、利用児童や職員の安全を最大限に優先し、感染予防や感染拡大防止につとめる。
- ② 法人は、感染症や自然災害などそれぞれの状況に合わせて、必要な対応を検討・実施する。
- ③ 法人は、行政機関や専門家等と連携し、必要な指示を仰ぐものとする。
- ④ 法人は、感染症や自然災害などの状況に合わせて、必要な情報を積極的に集めるものとする。
- ⑤ 法人は、定期的に理事長と管理者が会議を開催し、必要に応じてこのBCPを変更するものとする。
- ⑥ 法人は、個人情報に最大限配慮し、必要な情報発信を行うものとする。
- ⑦ 職員は、管理者の指示に従い、協力して感染予防や拡大防止、自然災害等の対応にあたるものとする。

3. 実施体制について

- ① 法人理事長を中心に、各事業所の管理者が方向性を検討し、現場の運用に関しては管理者が行う。
- ② 事業所ごとに実際の運用を想定したマニュアルを作成し、必要に応じて改善するものとする。内容については理事長と管理者が協議する。
- ③ 決定した内容はホームページやSNSで公開し、職員については管理者が周知をする。
- ④ 職員は周知された内容に応じて行動し、実務上の問題点があれば、管理者へ報告するものとする。
- ⑤ 管理者は④の報告が協議すべき内容であると感じた場合、理事長や他の管理者に協議を呼び掛ける。
- ⑥ 契約者の安否確認については、管理者が可能な限り迅速に行う。

4. 営業判断について

- ① 事業所の営業判断については、横浜市を中心に、他の専門機関県や区の指示を仰ぎながら、理事長と管理者が協議して判断する。
- ② 協議した内容については、ホームページで公開するものとし、契約者や職員にはメール等で説明する。
- ③ 職員の出勤が難しく、指定基準を満たさない場合は、臨時休業とする。
- ④ 職員は、感染症や自然災害等で出勤が難しい場合、メールやSNS等で管理者へ報告する。

5. 復旧について

- ① 感染症や自然災害等によって、事業所が影響を受けた場合、理事長と管理者が状況を確認し、必要な復旧やその手配を行うものとする。
- ② 理事長・管理者が確認し、安全が確保できた時点で、契約者へ営業再開の連絡を行う。
- ③ 判断基準に迷う場合は、行政やその他専門機関に連絡し、指示を仰ぐこととする。

6. 各種マニュアルについて

- ① 3-②で定めたマニュアル等について、以下のものを作成する。
 - ・感染症予防およびまん延防止マニュアル
 - ・感染症等発症時対応マニュアル
 - ・防災マニュアル
 - ・ご契約者さまへのお願い
 - ・BCPに関する会議の議事録

7. 附則

このBCPは 2024 年 4 月 1 日から施行する。